

平成 25 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成25年 6 月13日 開会

平成25年 6 月21日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第35号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 宝達志水町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び宝達志水町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宝達志水町乳幼児及び児童の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 財産の取得について
- 議案第44号 押水総合体育館耐震補強整備工事（建築工事）請負契約の締結について
- 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 報告第1号 専決処分の報告について
専決第1号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

- 報告第 6 号 平成24年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 専決処分の報告について
専決第 6 号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第 9 号 専決処分の報告について
専決第 7 号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第10号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 請願第 1 号 T P P 交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願
- 請願第 2 号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願
- 発議第 4 号 宝達志水町議会議員政治倫理要綱及び宝達志水町議会議員政治倫理要綱運用
規程の制定について

平成25年6月13日（木曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	8 番	林 一 郎
2 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
3 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
4 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
5 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
6 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
7 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 ・
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長	松 原 富美男
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
環 境 安 全 課 長	越 野 好 則
健 康 福 祉 課 長	松 栄 忍

保健予防課長	中村 努
産業振興課長	近岡 和良
ふるさと振興室長	村井 仁志
地域整備課長	谷川 弘一
学校教育課長	田村 淳一
生涯学習課長	村井 伸行
会計課長	林谷 茂和
志雄病院事務局長	高島 信夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第35号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第36号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第37号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第38号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第39号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第40号 宝達志水町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び宝達志水町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第41号 宝達志水町乳幼児及び児童の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第42号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第43号 財産の取得について
- 日程第13 議案第44号 押水総合体育館耐震補強整備工事（建築工事）請負契

約の締結について

- 日程第14 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 報告第1号 専決処分の報告について
専決第1号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算
(第6号)
- 日程第16 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)
- 日程第17 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特
別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計
補正予算(第4号)
- 日程第19 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事
業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 報告第6号 平成24年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第21 報告第7号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計
継続費繰越計算書の報告について
- 日程第22 報告第8号 専決処分の報告について
専決第6号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例
について
- 日程第23 報告第9号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について
- 日程第24 報告第10号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 日程第25 請願第1号 T P P 交渉に参加しないことを求める意見書提出に関
する請願

- 日程第26 請願第2号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出
を求める請願
- 日程第27 同意案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第28 同意案件の採決
- 日程第29 議案に対する質疑
- 日程第30 議案第43号及び議案第44号に対する討論
- 日程第31 議案第43号及び議案第44号の採決
- 日程第32 町政一般についての質問
- 日程第33 委員長報告
- 日程第34 委員長報告に対する質疑
- 日程第35 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○議長（守田幸則君） ただいまから平成25年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、5番 柴田 捷君、4番 土上 猛君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（守田幸則君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの9日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書外2件の陳情書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、教育委員会から、平成24年点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成25年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付をしておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） これより、本日提出のありました議案第35号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第10号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成25年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

まず、世界農業遺産関係についてであります。

去る5月29日から3日間にわたり、七尾市で世界農業遺産国際会議が開催され、同会議の席上、谷本石川県知事から、本町が「能登の里山里海」の認定地域として新たに加えられたことが発表されました。

世界農業遺産は、伝統的な農業の手法、それに関連する文化、風習、景観と、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域を次世代に継承するため、国際連合食糧農業機関が平成14年に創設したものであります。

そして、「能登の里山里海」については、羽咋市以北の4市4町で構成する「能登地域GIAHS推進協議会」が申請し、平成23年6月に国内第1号として認定され、現在、国内外にその魅力や情報を発信しております。

本町まで区域拡大された要因については、宝達志水町が既に認定されている地域と生活・文化的なつながりが強いこと、世界農業遺産にふさわしい資源があること、環境と調和した米づくり運動である能登米の取り組みが広がった地域であることが挙げられております。

世界農業遺産の区域に認定されたことによりまして、町の知名度が高まることや観光資

源としての活用、農産物のブランド化等々に大きく寄与するものと期待されるところであり、本町におきましては、宝達山系を含めた地域の特色を生かしながら、さらなる町の魅力の発信と次世代への継承に今後も努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、防災行政無線整備事業について申し上げます。

防災行政無線は、災害時において迅速かつ適切な情報伝達、情報収集ができるシステムとして整備するものであり、今月中に実施設計の内容を固め、7月以降、発注の手続を進める考えであります。

整備内容の主なものについて申し上げますと、親局、同報系子局、移動系の大きく分けて3つの整備からなります。親局整備の基本は役場庁舎であり、国からの緊急放送Jアラートの接続もあわせて整備いたします。また、役場庁舎が被災を受けた場合でも、町民センターアステラスから緊急放送等が発信できるように整備いたします。同報系子局は81局を予定しており、各地区会館、集会所等を中心に緊急放送等を伝達できるように整備いたします。

これにより、区域の行事案内にも利用できるほか、町からの案内等につきましても地区限定で放送することが可能となります。ただし、地域によって緊急放送が聞こえにくい世帯も発生するため、そのような世帯には防災ラジオを配布し、緊急放送等が聞けるよう対応してまいります。

また、移動系の整備につきましては、車載用無線機を消防車両に設置するほか、トランシーバー型を役場各課に配備し、災害時はもとより、一般行政事務の連絡にも使用できるものであります。

以上が整備内容の概略であります。同報系子局の整備については、地区会館や集会所等へ配置する予定であることから、その整備に当たりましては、各地区の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

次に、統合中学校である宝達中学校建設事業の進捗状況について申し上げます。

新町建設計画の最重要事項で、合併の象徴ともなる宝達中学校の建設がいよいよ目前に迫り、今月中旬には国の内示が下りる予定となっております。建設工事のスケジュールについては、校舎棟及び体育館等は2カ年で行い、その他の工事については計画的に単年度で行ってまいります。

今年度発注分につきましては、校舎棟の建設工事、屋内運動場棟の建設工事など全6件を予定しており、国の内示後に入札公告を行い、7月中旬の国庫負担金交付決定通知を受

けた後、入札の執行を予定しております。入札方法は、事後審査型制限つき一般競争入札とし、平成26年10月の完成を目指すものであります。

工事に際しましては、生徒及び教職員の安全を第一に考え、また無事故でこの事業を進めるため、細心の注意で取り組むよう、施工業者と綿密な打ち合わせを行ってまいりたいと存じます。

それでは、今定例会に提案いたします、平成25年度の補正予算関係5件、条例関係3件、契約関係2件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件1件、また平成24年度補正予算に係る専決処分の報告についてなど報告10件について、順次、御説明申し上げます。

まず、議案第35号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、骨格予算として編成した当初予算に政策的な事務事業を盛り込んだ肉付け予算として編成しており、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億904万1,000円を追加し、83億104万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出の主なものといたしましては、総務費では、コミュニティ助成事業助成金の採択を受け、上田区の集会施設整備に要する経費を計上したほか、臨時職員の社会保険料を追加いたしております。

また、老朽化の激しい敷浪駅トイレにつきましては、県産材を活用し、木造公共施設整備補助金を財源として整備するものであります。

民生費では、臨時職員の賃金追加に加え、子育て支援対策において、医療費の給付対象を小学校修了前から高校修了前までに拡充し、また心身障害者支援対策において、町単独の医療費助成を2分の1助成から全額助成に拡充する経費を追加するものであります。

衛生費では、公立羽咋病院負担金のほか、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の新設に伴う追加であります。

農林水産業費では、農地制度実施円滑化のための臨時職員の賃金、県単土地改良事業の対象面積拡大に伴う増額、住民主導型ふるさと振興事業助成金及び石川県漁業協同組合押水支所に対する資源育成事業補助金を追加するものであります。

土木費では、臨時職員の賃金追加に加え、社会資本整備総合交付金の追加内示を受け、町道改修、ほうだつ団地第2駐車場整備に要する経費を追加するものであります。

消防費では、社会資本整備総合交付金の追加内示を受け、旧相見保育所跡地における第

3分団車庫詰所新築工事及び防災多目的広場の整備に要する経費のほか、コミュニティ助成事業助成金の採択を受け、子浦久保町に自警団の可搬消防ポンプ購入に係る助成金を追加するものであります。

教育費では、相見小学校では、いしかわ学びの指針12カ条推進校指定事業、宝達小学校では、いしかわ道徳教育推進事業の県指定を受け実施する経費、全ての小・中学校に理科教育の振興を図るため、理科教育設備を整備する経費を追加するほか、統合中学校のスクールバス待合所及び自転車小屋の設置に係る設計業務委託を追加するものであります。

また、コミュニティ助成を活用し、菅原区の神輿ほかコミュニティ活動備品の整備に係る補助金、生涯学習センター内の安全と防犯の強化を目的とした監視カメラ設置に係る経費に加え、導入から約20年を経過し、老朽化した移動図書館車の更新に係る経費も計上しております。

財源となります歳入予算については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第36号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ224万6,000円を追加し、17億9,123万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、地域包括支援センターの社会福祉士確保のための派遣職員負担金を追加するものであります。

歳入につきましては、国、県支出金、繰入金を充てるものであります。

次に、議案第37号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ700万円を追加し、8,311万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、センター施設に設置してある無停電電源装置の電池交換業務のほか、平成18年のケーブルテレビ事業開始から8年目を迎えているケーブルテレビ施設の今後の更新計画を定めるべく、設備更新計画策定業務も追加しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金に加え、ケーブルテレビ施設整備基金繰入金を充当するものであります。

次に、議案第38号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてで

あります。

今回の補正は、収益的支出において、町に設置義務がある水道技術管理者の資格を取得するために必要な講習の受講料及び旅費58万6,000円を追加するものであります。

次に、議案第39号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、資本的支出において、平成25年度と26年度で実施する新病院建設の実施設計費5,460万円のうち、平成25年度分として3,185万円を追加計上するものであります。

また、資本的収入において、企業債3,100万円を追加計上するものであります。

なお、収入支出差引での不足額85万円につきましては、当年度損益勘定留保資金を充てるものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第40号 宝達志水町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び宝達志水町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められるなど、それら引用箇所などについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 宝達志水町乳幼児及び児童の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、乳幼児及び児童の医療費給付の対象範囲を拡大するもので、小学校修了前から高等学校修了前まで引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第42号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、障害のある方に対する支援を拡充するため、医療費自己負担額の2分の1の助成を受けている身体障害者手帳3級または療育手帳Bを所持している方に対し、自己負担額の全額について助成を受けられるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号 財産の取得についてであります。

本案については、町消防団第2分団の消防ポンプ自動車が更新時期を迎えていることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号 押水総合体育館耐震補強整備工事（建築工事）請負契約の締結についてであります。

本案については、5月10日に事後審査型制限つき一般競争入札を行ったところでありますが、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この工事は、押水総合体育館が建築後35年を経過し、老朽化が著しく、緊急避難施設として地域住民の安全・安心の確保と通常の体育施設としての機能を十分に果たす目的があるため、全面的に改修するものであります。

工事概要であります。耐震補強工事では、屋根や壁、柱などの補強のほか、アスベストの完全除去など、また改修工事では、競技場床、ロビーや事務室の改修のほか、サッシの全面改修や用具庫の増設などを行うものであります。

完成は平成26年2月末を予定しており、平成26年4月1日から利用できるように考えております。

次に、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

委員には、宝達志水町小川ハ32番地、寺分 努氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続いて、報告第1号から報告第5号までの5件は、いずれも平成24年度における各会計の補正予算において専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第1号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,981万3,000円を減額し、80億4,033万3,000円としたものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入にあつては、町税の収納状況、地方譲与税等の確定による更正を行うほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算による補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては、職員の退職手当特別負担金、同じく広域圏の消防職員退職に伴う消防費分担金の増額のほか、事務事業の精算を講じたものであります。

次に、報告第2号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,215万7,000円を減額し、17億1,504万3,000円としたものであります。

次に、報告第3号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ654万9,000円を減額し、1億8,060万円としたものであります。

次に、報告第4号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,965万円を減額し、15億7,282万6,000円としたものであります。

次に、報告第5号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ829万4,000円を減額し、5,981万7,000円としたものであります。

次に、報告第6号 平成24年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、教育費の押水総合体育館耐震補強整備事業をはじめ9事業であり、国の平成24年度補正予算に対応するものが主なものであります。総額は5億1,164万2,000円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰越したものであります。

次に、報告第7号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、新病院建設事業の基本設計業務を繰越すものであります。総額は780万円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰越したものであります。

次に、報告第8号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、

個人住民税における住宅ローン控除の延長、拡充を行うことのほか、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金や還付加算金の利率の引下げをすることなどの改正を行ったものであります。

次に、報告第9号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等を行うものであります。

その内容といたしましては、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間は4分の1減額措置を講ずるものであります。

次に、報告第10号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてであります。

昨年度は、新たな用地取得などの投資的事業は行っておりません。保有土地の処分では、宝達駅東部用地で2区画を売却いたしましたところであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切な決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（守田幸則君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎人事案件に対する質疑・討論の省略

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第5号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

◎人事案件の採決

○議長（守田幸則君） これより採決を行います。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

同意第5号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、同意第5号を除く全議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎議案第43号及び議案第44号に対する討論・採決

○議長（守田幸則君） 次に、議案第43号 財産の取得について及び議案第44号 押水総合体育館耐震補強整備工事（建築工事）請負契約の締結についての2件は、期日の関係もありますので、先に討論・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号及び議案第44号の2件は、先に討論・採決することに決定をいたしました。

議案第43号及び議案第44号の2件について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第44号 押水総合体育館耐震補強整備工事（建築工事）請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎町政一般についての質問

○議長（守田幸則君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 土上でございます。

私は、本定例会におきまして、3点、町長及び教育長にお尋ねいたしたいと思います。

まず、1点目といたしまして、農林水産事業の分担金などについてお聞きいたします。

現在、地区によっては圃場整備などを積極的に推進し、農地の合理化を図っている地区もありますが、逆に分担金によってなかなか事業に踏み切れない地区もあると思われまます。この分担金については、平成22年4月に財政の健全化などにより改正されたと思われまます。採択の事業によっては、かなりの事業分担金になると思われまます。

現在、担い手農家の育成がなかなか進まない今日、また町長が政策の一つに掲げております安全・安心の面からも、少なくともため池など、直接住民に災害などで被害がこうむられる施設の整備に伴う地元分担金を軽減してはどうかと思われまます。町長のお考えをお聞きいたします。

2点目は、統合中学校について、2点ほどお聞きいたします。

まず1点目につきましては、通学路についてお聞きいたします。

統合中学校への通学方法として、旧志雄地区におきましては、ほとんどの集落がスクールバスでの通学が計画されておりますが、敷浪・敷波だけが自転車通学と計画されております。

しかし、自転車通学の場合、安全と思われる通学路があるでしょうか。仮に敷浪集落から宿集落内に通る場合、町道宿12号線を横断しなくてはなりません。御存じのとおり、町道宿12号線は、国道159号、宿東交差点から今浜インターに通じる大変車の通行量の多い道路でもございます。横断歩道もない信号機もない、このような道路を毎日横断する通学

路として計画をされるのか、教育長にお聞きいたします。

2点目は、部活動についてお聞きいたします。

現在、中学校の部活動の練習着及び試合用のユニフォームなど、各自個々に購入されている部活が多いと思われます。しかし、現在の1年生は、体育用のジャージは既に宝達中学校の統一されたものを購入されておりますが、部活動用は、それぞれ押水、志雄両中学校の従来のユニフォームを購入して、部活動を一生懸命頑張っておられるのが現状ではないかと思われます。

しかし、この1年生が3年生になると、6月、7月ごろが最後の部活かなと思いますが、2、3カ月のことによって、新しい宝達中学校のユニフォームなどを再度購入しなくてはなりません。保護者に大変負担がかかると思われます。部活動も義務教育の一環であると思いますが、できれば学校予算で購入計画をすればよいと思いますが、教育長のお考えをお聞きし、私の質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 土上議員の御質問にお答えいたします。

農林水産事業分担金等についての御質問であります。農林水産事業分担金につきましては、地方自治法及び土地改良法に基づきまして、対象事業別に負担率を町で定めまして、その事業の受益者から事業費の一部を負担していただき、事業の推進をしているところでございます。

町財政の健全化のために、限られた財源を効率的にかつ適正に執行しながら、行財政改革を推進した結果、財政状況も一定の成果を挙げているという現状であります。しかしながら、まだまだ厳しいというのが現状であります。

よって、町単独事業等での分担金につきましては、町と受益者との共助の観点からも、もう少し受益者負担をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

なお、議員御指摘のとおり、老朽ため池の改修につきましては、先の大震災の例もございます。住民の安全・安心のためにも早急な対応を講じなければならない事業も中にはございます。

このたび小規模な老朽ため池の改修について、国の補助率が増え、その分地元負担を軽減するというガイドラインが示されておることから、そこで町といたしましては、今回示された国のガイドラインの指針を見極めて、今後の地元負担率の軽減について検討してま

いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 教育長 勝二信・君。

〔教育長 勝二信・君 登壇〕

○教育長（勝二信・君） それでは、土上議員の御質問にお答えいたします。

統合中学校における通学路についての御質問であります。まずスクールバスでの通学につきましては、中学校の適正な規模の条件として、法律によりまして通学距離がおおむね6キロメートル以内と規定されていることがあります。6キロメートル以上をスクールバスで対応することとしてきました。

しかしながら、中学校統合準備委員会で協議した結果、5キロメートル以上をスクールバス通学とする緩和措置をとることとし、敷浪・敷波地区と現押水中学校校区が5キロメートル未満となることから、自転車通学を基本とすることで決定したものです。

通学路につきましては、昨年度、中学校統合準備委員会通学部会において、通学路の案を提示し、その後、通学路の点検及び危険箇所の洗い出しを行ってきたところであります。

御指摘のありました宿12号線の横断については、危険箇所として挙がっており、横断歩道等の設置を関係機関に要望してきたところであります。今月には横断歩道設置に向けた準備工事が行われ、早ければ来月にも横断歩道が設置される見通しとなっております。

この場所のみならず、危険箇所については、横断歩道、防犯灯等の設置を関係機関に要望しており、宝達中学校開校までには、安全対策が終了するよう準備を進めてまいります。

次に、中学校になってからの部活動のユニフォーム等の費用負担についての御質問であります。現在、部活動のユニフォーム等の費用については、両中学校とともに個人負担の場合が多くなっております。宝達中学校としての新たなユニフォーム等が必要となるのは当然のことであり、個人負担の場合は保護者に大きな負担となることは間違いありません。

町教育委員会といたしましては、部活動の種目によってユニフォーム等の負担の大小がありますが、保護者の負担軽減となるよう、今後助成について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 答弁は結構でございますけれども、教育長さんに、これはお願い

でございますけれども、今の横断歩道の件ですけれども、やはり大変車の、両方激しい通行量と思われま。そういうことで、横断歩道だけですと、なかなか車が気がつかない点もでございます。そういうことで、何か光るものが同時に、信号が非常に近くにありまので無理かとも思いますけれども、そういう何か横断中に光るものも設置できればなというふうなことも考えられますので、そういうところ、さらなる検討をまたお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、1番 杉本久実男君。

〔1番 杉本久実男君 登壇〕

○1番（杉本久実男君） 私、杉本でございます。

今回、私から町長に、3点ほどの質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、防災行政無線の設置計画についてであります。

これからの町づくりに向けての事業の中には、災害時に対する対策の一つとして、緊急時の情報をいち早く的確に町民に伝達するための防災行政無線の設置は、昨今どの市町村においても必要不可欠であり、これからの住民の生活には重要な役割を果たすものと思われま。

そこで、宝達志水町においても、事業の総合計画の中には防災行政無線の設置が含まれておりますが、今現在、どこまでその計画が進められているのか。また町全域をカバーするために、無線の設置場所として、町内の全域に何カ所ほどの設置を考えておられるのか。その設置場所には地域間の不均衡が出てくることはないのか。特に、お年寄りや独居老人のような方に対する連絡手段や、避難誘導などの各地域の連絡網の連携はどのようになっているのかなど、今現在の防災行政無線の整備計画の状況と、その予算措置についてお答えいただきたい。

また、今までも話題に取り上げておられました津波、ため池、土砂災害のハザードマップを1冊の防災マップにまとめ、各家庭に配布する方向として現在調整されていると聞きましたが、その防災マップはいつごろの配布の予定なのか、あわせてお聞かせください。

次に、2点目になりますが、宅配サービス等の推進及び複合商業施設の誘致についてであります。

これからますます高齢化社会になり、特に山間部の人たちや交通手段を持たないひとり

暮らしのお年寄りの方などを含む買い物難民のような方々が増えることも将来的に予測され、以前に押水地区のストアの撤退時には、少し問題として新聞にも取り上げていましたように、そういう人たちに対する措置として、町内の食品スーパーなどに対しての宅配サービスなどの推進や補助などを出すような考えは町としてはあるのか。

また、宝達志水町内の商店などを見渡してみますと、個人商店も多く、これから後継者などの問題も懸念されるのでありますが、このようなことへの対策として、また町の活性化を目指すためにも、今後、町に複合的な商業施設を誘致するような考えはあるのかもお聞かせください。

続いて、3点目について、光通信の質問をさせていただきますが、かほく市や羽咋市といったように、近隣市町村では光通信が開設されているのに、なぜその間に挟まれている宝達志水町は光通信の空白地域になっているのか。

最近のネット社会においては、パソコンなどを使う人も多くなり、町内においては少し不便に感じている人もいるのではないかと思います。この光通信については、宝達志水町の町としての事業ではないのかもしれませんが、このことについての現状と理由を教えてください。

以上、私からの質問といたします。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

まず、行政防災無線の整備についてであります。

その概要につきましては、提案理由でも述べさせていただきましたが、地区の会館や集会所等の敷地内に、無線による標準型の屋外拡声子局を45カ所、再送信併設型の屋外拡声子局を8カ所、再送信受信型の屋外拡声子局を6カ所、また同一区域内を有線で結ぶスピーカー型の屋外拡声子局を22カ所の計81カ所に設置をいたします。

このことによりまして、他市町にはできない地区限定の放送も可能となっております。また、MCA無線による整備を取り入れまして、コスト削減を図っており、その整備費用について、平成25年度当初予算に、工事費2億6,000万円余りを計上いたしましたところであります。

お年寄りや独居老人に対する連絡手段や避難誘導につきましては、各集落の区長、民生委員の方々が日頃から見守りをしており、災害時においても地域ぐるみで協力をしていた

だかなければならないというふうにも考えております。各地区への連絡網につきましても、まずは区長さんと連絡を取り合っていかなければならないというふうにも考えております。また、自主防災組織の中で円滑な避難や避難運営を行っていただけるように、自主防災組織の育成に努力してまいりたいというふうにも考えております。

また、ハザードマップについてであります。現在、各担当課で作成した土砂、ため池、津波のそれぞれの災害のハザードマップがございます。既存のハザードマップと地震災害、風水害も合わせて1冊で主な災害に対応できる防災パンフレットを作成する予定であります。国の補助金の申請を含めまして、作成に約6カ月を見込んでおります。この12月には各家庭に配布したいというふうにも考えています。

次に、高齢化に伴います山間部の人たちや、一人暮らしのお年寄りなどの高齢化福祉における買い物の支援についてであります。

現在、宅配サービス等への補助はありませんが、高齢者福祉の向上の観点から種々取り組んでいるところであります。しかし、今後、商店等事業者の撤退等により、町としてさらなる買い物支援策が必要になってきた場合には、補助制度も設けまして、既存の宅配サービスの強化、あるいは新たな宅配サービス等の創設も一つの方法であるというふうにも思っております。

ただ、このような補助制度は、事業者の経営と密接にかかわることがあることから、高齢者福祉サービスの観点からのみ捉えることなく、まずは商業の振興、活性化を念頭に、事業者側にとってメリットとなるように、多角的な見地に立って考えていかなければなりませんので、今後、制度の必要性や効果について検討の上、慎重に対応してまいりたいというふうにも考えております。

次に、複合商業施設の誘致についてであります。本町を含め、人口が減少する能登地域の商圈や、あるいは施設用地の確保などを考えますと、大型複合商業施設の誘致は難しいというふうにも思っております。

しかし、各集落に合った商店が後継者の問題や自動車に依存するライフスタイルの定着等の要因が重なることによって、既存商店が消滅してきている状況にある中で、食品スーパー等の商業施設の出店計画もあることから、町としては地域経済の活性化、あるいは雇用の拡大という点を踏まえまして、立地推進に向けた上水道の整備なども、これは協力していかなければならない問題だというふうにも考えております。

次に、光通信の現状についての御質問であります。本町においては、平成16年度に町

内の情報の格差をなくするために公共施設を結ぶ光ファイバー網を整備いたしました。また、平成17年度からはケーブルテレビ施設整備を進め、放送の地域間格差の是正を図っているところであります。さらに、高速インターネットが接続可能な地域は、町内の限られた地域となっていたことから、金沢ケーブルテレビ株式会社が事業主体となり、平成18年度から光ファイバーケーブルによるインターネットサービスを開始し、現在に至っております。

次に、本町だけが光通信の空白地帯になっている理由についての御質問であります。議員御指摘のとおり、現在、かほく市と羽咋市の一部の地域で通信事業者による光通信サービスとともに、ケーブルテレビ事業者による光ファイバーケーブルによるインターネットサービスが利用できるようになっております。

本町では、通信事業者による光通信サービスが利用できないものの、金沢ケーブルテレビ株式会社が提供している光ファイバーケーブルによるインターネットサービスを利用できることから、本町は光通信の空白地帯ではないというふうに認識しているところであります。

なお、通信事業者による光通信サービスの開設の可能性についてはゼロではないものの、時期については検討中とのことでございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

なお、宅配サービス関係の細部につきましては、所管の課長から御説明させていただきますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 健康福祉課長 松栄 忍君。

〔健康福祉課長 松栄 忍君 登壇〕

○健康福祉課長（松栄 忍君） 杉本議員の宅配サービス等の推進に係る御質問に関連いたしまして、町の買い物支援策の現状について御説明をさせていただきます。

まず、民間におきましては、現在、高齢者などの買い物支援につながる宅配サービスや移動販売、配食サービスなどに取り組んでおられる商店、事業者がおられますことから、昨年、私どもの地域包括支援センターがそれらの情報を調査し、収集し、それを福祉サービスの相談をお受けしたときに提供させていただいたり、また民生委員、児童委員や介護支援専門員にも案内いたしまして、高齢者福祉の向上に役立てております。

このような買い物支援に係る情報提供のほかに、直接的なものとしたしましては、高齢者福祉や介護保険サービスの中におきましては、ホームヘルパーに買い物を頼むこともで

きます。また、食の自立支援サービス、これは配食サービスのことでございますが、このようなことにも取り組んでおるところでございます。また、町社会福祉協議会におきましても、山間部の高齢者の方などを対象に買い物代行などのサービスも行っておりますので、御利用いただければと思います。

今後につきましても、このように買い物支援につながる事業者などの取り組み情報の収集を続けますとともに、町といたしましても、宅配サービス等への補助ということも含め、新たな買い物支援策につきまして、国、県、他市町の動向を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 1番 杉本久実男君。

〔1番 杉本久実男君 登壇〕

○1番（杉本久実男君） 今ほどの説明でよくわかりました。

答弁のほうはよろしいんですが、1番、1点目の防災行政無線の整備についてのところで、今後、各地域のところで配備をしていただくというふうに聞いておるんですが、電波の届きにくい世帯や地域というところも多分あらわれてくるかと思われるというふうに聞いております。できるだけ地域間の差が出ないような配慮と調査をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（守田幸則君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、我が町の教育行政についてお尋ねします。

教育に関しては、近年、学校におけるいじめや体罰が大きな問題となっております。学校本来の目的である学力や体力の向上とともに、豊かな情操と道徳心を培うことをも目指した総合的な学校教育、学校現場の再生が求められています。

また、時代の進展とともに社会情勢が急激に変化していく中で、多くの人が心身ともに健康で生きがいある人生を送り、そして地域社会全体が活性されていくために、文化、スポーツの振興など社会教育の充実も求められています。

こうした教育に関する方針を定め執行していく教育委員会のあり方も問われています。地域の特性と社会における必要に応じた教育を推進するために、教育委員会として確かな

目的を示し、役割と責任を果たしていくことが求められています。

現在、我が町では統合中学校の準備が進められています。その先駆けとして、中学校1年生が新中学校の制服を身につけ、我が町の教育における新たな一步を象徴するすがすがしい姿を見せてくれています。そのすがすがしさが町全体に広がっていき、生きがいの持てるまちづくり、潤いのある町づくりのもととして、我が町の教育が一層振興することを期待し、質問をいたします。

まず、先月就任なさいました勝二教育長に御自身の教育理念をお聞きします。

次に、我が町の教育委員会が果たすべき役割と責任について明確にお示しください。

次に、我が町の教育において、特に重要と考えられる課題、そして目標についてお示しください。特に年齢を問わず、生涯学習、スポーツを奨励し、生きがいと健康づくりを目指していく取り組みについて具体的にお示しください。

また、東京オリンピックの招致活動が行われるなど、国を挙げたスポーツ振興が進められていることに関しまして、我が町におきましては、社会人がどのような競技に親しみ、どの程度の成績が上げられてきたか。また、今後いかなる振興策を進めていくのかお示しください。

最後に、我が町の教育に関する諸問題について、いかなる取り組みをしていくのか、教育長就任に際しての抱負をお聞かせください。

以上です。

○議長（守田幸則君） 教育長 勝二信・君。

〔教育長 勝二信・君 登壇〕

○教育長（勝二信・君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

自身の教育理念についての御質問であります。平成18年12月に教育基本法が改正されました。その第1条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と規定されております。石川の教育振興基本計画では、未来を拓く、心豊かな人づくりを基本理念に掲げ、4つの目指す人間像、8つの基本目標を設定しています。

以上のことから、私は教育は人づくりであるという考えでおります。次の5つのことを育む教育を目指したいと考えております。

まず第1に、宝達志水町に生まれ育つ子どもたちに、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、地域や広く社会に貢献できる豊かな活力を備えた人づくり。

第2には、確かな学力を身につけ、自ら主体的に課題解決できる力を育む。

第3に、進取の心を持って、夢に挑戦していく力を育む。

第4に、豊かな心を持ち、思いやりがあり、よりよい人間関係を築ける力を育む。

第5に、健康や体力の増進に努めるたくましい人づくり。

以上を柱として、教育の推進に努めてまいり所存でございます。

次に、当町の教育委員会の果たすべき役割と責任についての御質問であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行わなければならないと規定されています。

本町の教育委員会においても、この理念を実現するために、国や県と連携協力しながら、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう様々な施策を講じていかなければならないと考えております。また、一人の人が生涯にわたって関わるテーマであることから、教育委員会の役割も重要であると認識しております。

次に、当町の教育において、特に重要と考えられる課題と目標についての御質問でございますが、平成25年度宝達志水町教育行政の基本方針の中で、5つの重点施策を掲げております。

1つ目は学校教育の充実、2つ目には心の教育の充実、3つ目には文化財の保護、5つ目にはスポーツの振興であります。

この5つを柱とし、本町の未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかで心豊かに育つため、必要な条件整備に努めるとともに、郷土愛に満ちた住民の育成を推進していくものであります。

生涯学習の振興では、人々が生涯にわたり、いつでも自由に学ぶことができる体制の整備と、魅力的で活力ある地域づくりの推進を目的として、子どもから高齢者までの各種講座を公民館事業として開催しております。また、地域からの要望に応じて講師を派遣する出前講座を行うなど、学習機会の拡充や生涯学習情報の提供に努めております。

スポーツ活動の振興については、健康で明るく、活力と積極性に富む人づくりの推進等を目的に、町体育協会の25団体、会員数1,101名による各々の町民大会を行い、スポーツの振興及び健康増進を図っています。児童へのスポーツ指導者として、子どもたちの健康増進とあわせて、礼節についても指導を行っております。

町教育委員会では、国が推進する地域型スポーツクラブとして、町スポーツ指導員の協力により、宝達志水スポーツクラブが民間団体として活動を開始しており、現在は子どもから大人まで44団体、508名の会員が様々なスポーツやイベントを体験できるように、2名の指導員が対応に当たっております。

近年は、体育協会会員数に大きな増減はなく、社会人スポーツに親しむ人口を保持しております。また、宝達志水スポーツクラブ結成後の子どものスポーツ人口については、平成23年度、29団体、446名、平成24年度、昨年は32団体、418名、今年度、37団体、391名と、年々団体数が増加傾向であります。種目については、年々充実しております。ただ、少子化の影響もあり、団員数が少し減少しているのは事実です。

また、石川県体育大会の過去の総合成績としては、ここ3年間、19市町の中で15位を続けております。なお、昨年度、社会人として、綱引き、少林寺拳法、児童・生徒としてはソフトテニス、バトントワリング、女子相撲が全国大会に出場しております。

以上のことを踏まえ、私の抱負であります。3点申し上げたいというふうに思います。

1つは、小中学校の教育の充実であります。

児童・生徒の確かな学力の保証は、学校の責務であり、教育委員会の責任であると考えております。国及び県が実施する学力調査で検証し、学力向上を目指し、また教員の力量を高めることも必要であり、学校内での指導力向上につながる研修、研究を積極的に指導、援助していきたいというふうに考えています。

2つ目は、学校、家庭、地域の連携協力した教育力の向上を図ることです。絆を大切にし、心の教育の充実、規範意識の高揚、いじめや不登校への対応、生活習慣の確立などを目指します。

3つ目は、スポーツの振興を図り、生きがいと健康で明るい町づくりにつなげていきたいというふうに考えています。

以上の3点を念頭に置きながら、本町の教育行政の発展のために誠心誠意努めてまいり所存でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（守田幸則君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は柴田でございます。

今定例会におきまして、今後の町政運営、今年度の予算編成方針及び世界農業遺産につ

きまして、この3点について御質問いたします。

津田町長におかれましては、今年4月3日より2期目のスタートを切られました。そこで、初めに町長の今後の町政運営についてお尋ねいたします。

先に行われました町長選挙で、町民に活気に満ちた魅力ある我がふるさとと胸を張れるまちづくりの実現に取り組んでいきたい、あわせて、財政の健全化を図りながら、8つの事業を実施したいと公約されましたが、次の3項目について、今後どのように進めていくのかお聞きをいたします。

まず、2期目の最優先課題は、医療費支払額が県内第1位からの脱却についてであります。

本町では、厚生労働省から医療給付費が著しく多額な自治体として、平成21年度から県内で本町だけが指定を受けました。その対応として、特定健康診査、各種がん検診など、生活習慣病の改善と重症化予防対策を充実するなど、医療費抑制策に努めているが、今後は様々な生活支援サービスを適切に提供できるよう、窓口の一元化を行い、医療費の適正化を図るとされております。

一方、見方を変えますと、日常健康で元気な暮らしをいつまでもしたいとそう願うのは、町民皆同じ願いではないでしょうか。このようなことを考えていきますと、中高年の方々が元気に生きがいを感じられる施策も必要なのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞きするものであります。

次に、魅力あるまちづくりについてであります。

当町が積極的に取り組んでいる若者等定住バックアップ事業や子育て支援策など、様々な行政サービスや環境整備などの定住促進対策を推進する施策も重要であります。単に人口増加や減少防止を目指すものではなく、同時に、本当に魅力あるまちづくりを進めていくことが、実のある定住促進策になるのではないかと考えております。

そのためには、地域のつながり、地域活動の活性化も大切な部分であると思っております。これらを含めてこそ、「住んでよかった、これからも住み続けたい」というまちづくりにつながっていくのではないのでしょうか。

地域活動に対して行政が支援することは大切なことではありますが、同時に地域住民の主體的な取り組みと熱意が大切であって、そのような方法でないと本当の成果が得られないと考えております。

そこで、魅力あるまちづくりには、何らかの施策をもって、その解決策を探らなければ

ならないと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

3点目は、人材育成についてであります。

宝達志水町が、我がふるさとと胸を張れる町にしていくためには、町長や副町長が幾ら頑張ってもなかなか思うようにはなりません。町長以下職員が一丸となって、心を一つにして目標を達成しなければなりません。退職等に伴う職員数が減少する中で、職員の資質と能力の向上など、職員の人材育成を図り、効果的でしかも効率的な取り組みをする必要があると思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

次に、今年度、平成25年度の予算編成方針についてお尋ねいたします。

いかに厳しい財政状況であったといたしましても、津田町長には、町民に夢を与える施策を考えておられることと存じます。そこで、本年3月の当初予算は町長選挙を控えておりましたので、骨格予算として編成されました。今定例会に提案されました補正予算とこれからの予算について、どのような編成方針で臨まれるのかをお聞きいたします。

最後に、世界農業遺産の認定区域の追加認定についてお尋ねいたします。

本町では、過疎化の問題は極めて深刻な問題で、このまま推移すれば、地域の自然や伝統文化などが承継されなくなります。また、あえて中山間地とは言わずに里山と言いたいと思いますが、里山の集落は高齢化が進み、限界集落になりつつあり、集落の機能までもが維持できなくなることが想定されます。

また、本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、後継者の減少と高齢化による担い手不足、農業の低迷による農地の減少や耕作放棄地の増加を招くなど、大変厳しいものがございます。

このような中で、当町の里山が世界農業遺産の認定区域に追加認定されれば、農産物のブランド化や町の知名度の向上など、地域の活性化に大きく寄与できるとの思いから、認定申請をいただくようにと幾度となく質問をし、昨年12月定例会におきましても町長にただしてまいりました。

去る5月29日から31日まで開催されました世界農業遺産国際会議で、本町が世界農業遺産、「能登の里山里海」の認定区域に追加認定されたことについてお聞きをいたします。

まず、私も出席をいたしました。5月30日に開催されました記念シンポジウムで、谷本石川県知事から追加認定の報告がございました。町長はこの報告を受けられてどのように感じられたのか、感想をお聞かせください。

次に、追加認定を受けて、本町の農業振興、地域活性化への取り組みと知名度向上への

発信について、課題と今後の方針をお聞きします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、医療費支払額が県内第1位からの脱却についてであります。県内における平成23年度の医療圏別の一般保険者分の医療費においては、能登中部圏が一番高く、さらにその中において、本町が一番高い額を示しております。また、能登中部圏内の市町では羽咋市が2位、志賀町が5位、中能登町が7位、七尾市が9位となっております。それぞれ石川県の平均額を上回っております。また、隣接のかほく市は4位となっております。本町の周辺自治体が上位を占めておるといような状況でございます。

本町では、精神疾患及び循環器系の疾患が多いことが解っておりますが、その原因はまだ判明しておりません。これは地域の生活様式、あるいは地域住民性によるものなのか、その原因を追究し、医療費の抑制、そして削減に繋がらなければならないというふうに思っております。

窓口の一元化につきましては、生まれてから亡くなるまでの人の一生における保健福祉業務を1カ所に集約することによって、利用者の利便性が図れることと、個人の健康に関する情報を一元化することによって、これまで以上にスムーズに的確な対応を目指すというものでございます。

一方、日々健康で暮らしていくことは万民の願いでもあります。町民の皆さんが健やかに元気であれば、医療費は必然的に減少するものと確信しております。

御質問の町民が元気で生きがいを感じる施策についてであります。まず遊休土地については、財政健全化の一環として、原則として売り払いにより自主財源の確保に努めていくところであります。今ほどは家庭菜園づくり用として貸し出してはどうかという御提案がございました。遊休土地を活用して多くの家庭菜園を設けることができれば、町民の相互交流が図られることや、あるいは景観が保たれるなど、地域の活性化が大いに期待されると感じております。また、貸付収入も見込まれ、自主財源の増加が期待されます。保有地の中でどれくらい適地があるか、調査をしてみなければわかりませんが、あらゆる観点から調査、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、生涯学習の観点からの取り組みであります。地域力向上としても大きな役割を

果たす公民館では、地域からの要望に応じて、健康福祉課や保健予防課、宝達志水スポーツクラブとの連携によりまして、生活習慣病予防講座、あるいは寝たきりにならないニュースポーツ、歌やゲームを通して手足を動かす身体運動など、小グループや集落でできる学習や健康スポーツの出前講座を実施しております。

今年度は既に小川地区、敷浪地区、荻谷地区の3地区、参加者はトータルで135名でございますけれども、これらの要望に対応させていただいております。今後も地域への広報をより充実させ、多くの町民の方々が学習・スポーツの機会を提供できるように周知してまいりたいというふうに考えております。

次に、魅力ある町づくりのため地域住民の主体的な取り組みを促す施策についてですが、近年の核家族化や少子高齢化社会により、地域のつながりの希薄化が問題となっている中で、文化や風土を生かし、家庭や学校、地域が連携協力した地域全体による教育力の向上を目的に、郷土愛に満ちた住民の育成を推進していくこととしております。

そこで町では、「できるときにできることを」をテーマに、町子育て支援センターでは、10名のボランティアによる子育て相談や、生活リズム「早寝・早起き・朝ごはん」啓発活動などの家庭教育支援活動、230名の学校支援ボランティアによる小・中学校の登下校時の見守りや花壇整備などの地域活動を通して、子どもから高齢者までの地域住民のつながり、地域力を高めていくよう努めております。

今後は、ボランティア拡充だけではなくて、地域活動活性化のためのリーダー育成が重要であることから、地域住民や企業、町職員も含めた地域づくりリーダー養成等の取り組みを実施してまいりたいというふうに考えております。

このほかの取り組みとして、3年前から住民主導型ふるさと振興事業助成を実施しております。これは住民が主体的となって、本町の特色ある地域資源を活用し、自ら企画、立案する活動を支援するものであります。

これまでの取り組みでは、宝達高校のスイーツ開発、みつさ音頭の伝承、三階ねぎの保存や町活性化グループによる加工品開発など、地域・団体が自主的、主体的となった新たな活動展開が生まれ、事業を継続してもらうことにより、活力ある町づくりや地域の連帯が図られたと思っております。

また、農産物の地元産品を使用した特産品の開発においては、行政主導ではなくて、生産者や民間事業者などが主体となった積極的な取り組みや事業提案を期待しております。新たな事業を計画する団体等があれば、個別に内容を判断して支援してまいりたいという

ふうを考えております。

次に、職員の人材育成についての考え方についてであります。現在の地方を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化の急速な進展、あるいは価値観の複雑化、多様化など、社会経済情勢は予想を超える速さで変化しております。これに伴いまして、細分化、専門化する行政事務に対応し、増大する住民からの要請に的確に応え、より質の高い行政サービスを提供していくことが求められているところでございます。

こうした中、職員数は平成25年4月1日現在において234名でございます。合併時の301名と比較して67人の減となっております。財政状況の厳しい本町においては、少数精鋭の事務事業運営を実現することによって、行政コストの削減に努めていく必要があります。

このため、議員御発言のとおり、職員の人材育成は大変重要であると考えております。行財政改革大綱の基本方針の一つとして位置付けるとともに、人材育成基本方針に基づく取り組みを進めているところでございます。

人材育成の方策といたしましては、人を育てる職場づくり、個性を伸ばす職員研修、人を生かす体制づくりを3つの柱としまして、特に職員研修による資質の向上と能力開発に努めるため、市町村職員研修所、あるいは市町村アカデミーへの研修に計画的に参加させているほか、管理職員が講師となつての各種事務研修を実施しているところであります。

また、職員採用においても、民間での発想や活力を行政に生かすことを目的に、職務経験者枠を設けており、来年度も採用を予定しているところであります。

今後ますます限られてくる財源の枠の中で、住民福祉の向上のため、引き続き人材こそ行政運営の最大の資源の視点に立ち、住民の信頼と期待に応えたまちづくりを先導できる、個性豊かな職員の育成と、職場環境の整備に職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成25年度の予算編成方針についてであります。本町の財政状況は、一時に比べて改善しつつあるものの、県内市町の中では最も下位にあり、依然として厳しい状況であります。しかしながら、議員御指摘のように、町長は町民に夢を与える責務があるということは、十分認識しておるところでございます。

このような中で、平成25年度当初予算については、私の改選期であることから、骨格予算として編成いたしました。国においては、日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づく大型補正予算を編成し、町も3月補正予算で、押水総合体育館耐震補強整備、あるいは道路整備などの大型事業を実施するなど、国の緊急経済対策に対応した社会資本整備を図

っているところであります。

今定例会において提案いたしました施策につきましては、将来の町づくりを見据えた事業を実施することとしております。

私が公約に掲げた8つの施策の中で、第1に「安心・安全の町づくり」では、旧相見保育所跡地において、消防団第3分団車庫及び防災多目的広場を整備することとしまして、次に、「集落が実施する環境整備事業」では、土地改良事業や道路整備事業を実施、次に、「交流人口の増加」では、老朽化した敷浪駅トイレの整備、次に、「転入者への支援」では、新たな住宅に太陽光発電設置に係る助成、宝達団地の第2駐車場の整備を図ることとしております。

そのほかの事業では、「子育て支援対策」として、小学校修了前までの医療費助成を高校修了前までの拡充や、「学校教育の充実」では、町内小・中学校において、理科教育の振興を図るため、理科教育設備の整備を進めるほか、公約に掲げた施策については、今後の財政状況を踏まえながら計画的に手掛けていきたいというふうに考えております。

なお、財政の状況であります。国の緊急経済対策に呼応した平成24年度3月補正予算による追加事業や、今年度以降予定しております大型建設事業などの事業費の増嵩などによりまして、実質公債費比率が平成32年度には20.5%となる見込みでございます。今年度当初に示した計画から後退する形となります。再び財政状況は、大変厳しい状況になるというふうに現在考えているところでございます。

このことから、実質公債費比率の上昇抑制には、減債基金の積み増しを行いまして、また繰上償還による公債費の削減に一層取り組む考えであります。また、支出に当たっては、公債費負担適正化計画に沿った建設事業費の抑制、事務事業、各種補助金の見直しなどを実施することとして、歳入に当たっては、遊休財産の売却、使用料及び負担金については改正するなど、定期的に見直しを図りながら、行財政改革による財政健全化に引き続き取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

次に、世界農業遺産に対する御質問ですが、まず、谷本石川県知事から追加認定の報告を受けての感想でございますが、提案理由でも述べたとおり、5月末に開催された世界農業遺産国際会議において、国連食糧農業機関、国連大学、農林水産省などに評価されまして、本町が「能登の里山里海」の能登サイトに新たに加わりました。

この世界農業遺産は、世界的に重要な農業地域などを後世に引き継ぐため、2002年に開始された比較的新しいプロジェクトで、今回、本町が加入した能登サイトを含め、11カ国

25地域が認定を受けております。

世界農業遺産は、農業のみならず林業、漁業の取り組み、その中で生まれた伝統文化や美しい風景なども資源の一つであります。また、世界農業遺産の指定地域に認定されたことについては、「能登の里山里海」を未来に引き継ぐ、重大な責務をいただいたというふうに受けとめております。

次に、追加認定を受けての課題と今後の方針でございます。議員御指摘のとおり、本町の農業情勢は高齢化、後継者不足などにより厳しい状況にあります。この追加認定を契機に、4市5町で組織する能登地域G I A H S 推進協議会や、あるいは県と関係団体で組織する世界農業遺産活用実行委員会の一員として、世界農業遺産という貴重なブランドを活用して、観光資源の活用、あるいは農産物のブランド化などによりまして、町の活性化を図るとともに、能登の魅力アップに寄与できればというふうに思っております。

今後でございますけれども、今後は本町内に、次世代へ継承する遺産に何があるのか、これらの遺産の維持、保存、またこれらを活用する仕組み、これらについてさらなる調査、検討が必要であるというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。

今回、私は定住促進、結婚支援事業について質問したいと思います。

先ほど柴田議員も言っておられました。町長の答弁にもありましたが、3月末から里山街道の無料化、また先の報道にもありました世界農業遺産シンポジウムでの世界農業遺産への加入、そして平成27年には北陸新幹線と、当町を取り巻く環境は日々変わってきていると思います。

ここで、これらを踏まえて定住促進について何点か質問をしたいと思います。

まずは、当町の人口についてです。

平成25年3月31日現在の当町の人口は、1万4,450人と聞いております。平成24年度の人口動態を見ると、出生数が63人、死亡数が201人。社会動態では、転入件数394件、転出件数373件と聞いております。婚姻件数に関しては45件と聞いております。

まず、この前年度の当町の人口数、人口動態、社会動態について、町長はどう思われるかお聞きしたいと思います。

また、人口減少等の状況は、当町だけではなく全国的なものだと思います。特に地方圏においては一層深刻となっていており、働き手、担い手である若者が減少し、地域ににぎわいが失われていく状況にあると思います。いかに若者を地域内に定住させるかが喫緊の課題と思われまます。

当町でもそれらの対策として、若者定住バックアップ事業として、住宅奨励金、出産祝い金などが設けられていると思います。また、今定例会の議案にもある、乳幼児及び児童の医療給付の対象者を高校修了まで引き上げる条例は、町長の2期目の政策として、これからの人口減を少しでも抑えようとする大変いい政策だと私は思います。

ここで一つお聞かせください。若者定住バックアップ事業のこれまでの成果をまずお聞かせください。またあれば、今後の課題などもお聞かせください。

最後になりますが、一昨年に議員その他で視察に行った福岡県の婚活事業での成果、また近隣市町で行われる婚活事業、結婚支援事業、当町でも商工会青年部が行った婚活イベント、またお隣、富山県南砺市は町のPRも兼ね、全国放送のテレビ番組を使い、婚活事業を行って定住促進へつなげているのを見ます。

ここで、なぜ行政が婚活事業、結婚支援事業をといるところなのですが、やはり行政という信頼性というふうには私は思います。

町長、町行政が積極的に結婚支援事業に力を入れていこうとは、今後思いませんか。限られた予算の範囲でいかに有効な対策を講じるか、大変難しいと思います。これは当町の、自治体の知恵が求められている私は思います。

そこで、町長にお伺いしたいと思います。結婚支援事業について、今後はどのようにお考えか、町長の所見を伺いたく思います。町長の前向きな答弁を期待し、質問を終わらせていただきます。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、前年度の人口数についての御質問であります。平成17年合併時から見ますと1,384人減少しております。割合にして1割ほど減少しておることになります。中でも出生者数の減少が顕著で、少子化が急速に進展しておるというような状況でございます。

こうした人口減少に対応しまして、効率的な施設運営を行うために、保育所や小学校の

統廃合を積極的に推進すべく、第2次総合計画に盛り込まなければならないというふうに考えております。

また、今の少子化現象から早く脱却するためにも、現在取り組んでいる定住促進施策を継続しながら、子育て支援も含め総合的に取り組むこととし、今定例会に乳幼児等の医療給付費を充実する施策を提案したところであります。

次に、若者定住バックアップ事業の成果と今後の課題についての御質問であります。

若者定住バックアップ事業の成果であります。議員御承知のとおり、この事業は住宅新築奨励金と出産祝い金の支給により、本町の人口減少を防止するとともに、若者の定住化と町民の増加を図り、もっと豊かで住みよい町づくりに取り組むことを目的としております。

過去5年間の実績を見ますと、住宅新築等奨励金は年々件数が増加しております。事業の成果は大いにありと感じております。また、全体的に見て、人口の減少に歯止めをかけるという点において、一定の成果が上がっているというふうに認識しております。今後も事業の継続に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、結婚支援事業についての質問であります。

婚活支援事業は、未婚・晩婚化を解消するため、男女の出会いの場を提供し、結婚しにくい社会に生きる若者等を支援する事業であると認識しております。県内の市町では、商工会、青年団及びNPO団体などの各種団体が、団体や地域の特徴を生かし、こうした出会いの場を提供するイベントを企画しているというふうにも聞いております。

そこで、議員御指摘にもありますように、少子化対策の一環として、結婚支援事業を信頼性のある町がなぜ取り組まないのかとのことではありますが、町で実施する場合には、やはりイベントの企画内容が制約されると、ある程度は、画一的で長続きしないという事業にもなるということも懸念されることから、活力のある商工会青年部等の団体において、独創性のある企画により事業を実施することが、より一層の効果が得られるものと考えております。町は後援する立場ということから、町としての支援をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、若者等定住バックアップ制度の詳細については、所管の課長から答弁させていただきますので、御了承をお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 住民課長 村井一隆君。

〔住民課長 村井一隆君 登壇〕

○住民課長（村井一隆君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

若者定住バックアップ事業の成果でございますが、過去5年の実績を見ますと、住宅新築等奨励金におきましては、平成20年度では5件、平成21年度では3件、平成22年度では8件、平成23年度では11件、昨年度は20件となっております。

また、出産祝い金のほうでございますが、平成20年度では12件、平成21年度では15件、平成22年度では13件、平成23年度では16件、平成24年度では15件となっており、年平均で14.2件の交付を行っております。

なお、平成17年度合併時から現在までは、住宅新築等奨励金については、交付件数76件、交付額3,830万円となっております。また、出産祝い金については72件で720万円となっております。

このうち住宅新築等奨励金での他市町からの転入にかかわる件数でございますが、今月6月末に交付いたします6件を含めると、合併時から52件となります。これは交付件数の7割を占めており、羽咋市からの転入が大半を占めているところでございます。そのほか金沢市、かほく市からの転入などとなっております。

町土地開発公社が分譲している土地に住宅を新築した件数は9件となっており、分譲地の売却においても大変成果があるものと考えております。

今後この事業を継続するに当たり、関係課との連携を密にしながら、事業の推進に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております

以上です。

○議長（守田幸則君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

○議長（守田幸則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長 勝二信・君より一般質問の答弁において、発言訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育長 勝二信・君。

〔教育長 勝二信・君 登壇〕

○教育長（勝二信・君） 寶達議員の一般質問の中で、当町の教育において、特に重要と考えられる課題と目標についての答弁の訂正をお願いするものです。

その内容は、宝達志水町教育行政の基本方針の中で、5つの重点施策のうち4項目しか申し上げませんでしたので、改めて5つの重点施策を申し上げます。

1つ目は学校教育の充実、2つ目には心の教育の充実、3つ目には生涯学習の振興、4つ目には文化財の保護、5つ目にはスポーツの振興であります。

以上、訂正させていただきます。

○議長（守田幸則君） 一般質問を続けます。

次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点について一般質問いたします。

最初の質問は、町原子力防災計画についてであります。

これまでの石川県で採用されていた原子力防災計画案は、平成3年2月につくられたもので、計画区域は10キロ圏内を対象であったり、事故のとき住民へ情報がすぐに伝わらない問題を抱えていたり、原発事故に実際には対応できない避難計画であったり、冬に事故が起こることが想定されていなかったりというように、問題だらけの防災計画案でありました。

ところが、これが同年、平成3年9月に石川県防災会議で正式決定され、志賀原発1号機は2年後の7月に営業運転が開始されます。なぜこれらの問題を抱えた原子力防災計画がつくられたのでしょうか。それは、日本では国と電力会社が、大量の放射性物質が原発の外へ放出するという事故は起きないとしてきたためであります。

しかし、国際原子力機関であるIAEAは、原発の安全対策をとるように日本にも勧告してきたのでありますが、日本政府も電力会社もこれも無視してきました。資料がありますが、IAEAは、昭和63年に、石川県の防災計画をつくる数年前です、4、5年前です、昭和63年にチェルノブイリ原発事故のような炉心の重大な損傷につながる過酷事故、シビアアクシデントと言いますが、それに備えるよう、日本も含めた世界の国々及び電力会社に指示しておりました

ところが、日本では、国も政府も電力会社も原発を抱える道や県、これも周辺住民が避難するような事故は起きないという安全神話にしがみついて、それに従って原子力防災計画がつくられました。だから、実効性のない原子力防災計画だったのであります。

その原子力防災計画に基づく石川県の原子力防災訓練の事故想定が余りにも現実離れし

ておりました。事故想定では、原子炉の炉心が2時間も露出するような事故が起きているのに、水を注ぐことによって緊急事態が解除されたという、現実にはあり得ないものとなっております。

炉心が露出すると、秒速、1秒間に5度から10度の割合で燃料棒の温度は上昇すると言われております。2時間も炉心が露出していたら、炉心が溶けて水素爆弾が起き、格納容器が破壊され、莫大な量の放射能が空気中に飛び散っている状態であります。決して事故は収束などしない状態、戻れない状態のはずなのであります。こんな状態のときに、緊急事態を解除するというのが、これまでの石川県の原子力防災計画であり、それに基づく防災訓練だったのであります。

石川県の原子力防災計画の事故想定はいいかげんなものであったということを実証したのが、2年前の福島第一原発の事故であります。ここから教訓を導き出し、宝達志水町民の命と健康を守るために、現実的な防災計画になることを目的に、以下2つの角度から質問いたします。

まず、1つの角度は、政府が発表している防災指針に従っての質問です。

その第1は、原発の危険や防災への情報をどう体系的に提供し、続けるかという問題であります。どのような計画になっておりますか。関係課長にお聞きします。

その第2点目は、原子力防災訓練についてですが、過酷事故や複合災害に対応できる内容にするようにとありますが、訓練はどのようなものとなりますか。

その3は、福島第一原発事故ではあっても活用されなかった、想定放射線質量に基づく放射線拡散予想ができるSPEEDIの活用方法をどう具体化するのかという問題であります。お聞きいたします。

次は、もう1つの角度であります。

それは、これまで私が石川県の原子力防災計画の監視行動を行ったところから定義できる質問であります。

第1は、広報活動についてであります。原発事故発生から全町民が事故を知る方法はどんな方法なのか。全部の住民です。また、それにかかる時間をどれだけとしているのかお聞きいたします。

2番目は、災害対策に関してですが、町民が避難する方向への町からの指示の伝達手段、それと、それにかかる時間をどう見ているのかお聞きいたします。

次に、原子力災害時の要援護者搬送についてであります。

特別養護老人ホーム、グループホーム、病院や保育所などの利用者の避難はどうなっているのか。また、避難するときに放射能汚染をできるだけ防ぐ服装が準備されているのかどうかお聞きいたします。

次は、設備・装備の面の準備であります。

先ほど紹介したシビアアクシデントを想定すれば、放射線の強い場所での作業が要求されますが、作業される公務員の皆さんのための放射線防護服や防塵マスクの数量の確保の現状はどうなのでしょう。

また、子どもの甲状腺がんの異常な発生率が報告されている福島県ですが、原発事故後、迅速にヨウ素剤が投与できるように、各家庭や学校、保育園などへの個別配備が求められますが、配備計画、どのようになっていますか。

最後に、津田町長にお聞きしますが、町の原子力災害計画が綿密につくられ、訓練も実施されるなら、人口1万4,000人弱の我が町民全てが避難することができるとお考えかどうか。もしできないならば、原発そのものを再稼働させないような取り組みが必要ではありませんか。お聞きいたします。

次に、集落要望に応えた公共事業、例えば、道路の新設や改良、舗装工事や河川の改修事業、急傾斜地崩壊対策事業への町の取り組み方についてお聞きいたします。

私は、大型の公共事業より集落要望事業こそが町の公共事業の中心であるべきだと考えます。それは、地方自治の理念にかなっているからであります。

例えば、各集落の方々が行政にかわって、地元の道路や河川の修繕箇所や危険箇所などを見つけ出してくれます。それは、田んぼや畑仕事、道路愛護や河川愛護の取り組みを通して、地元の人はその修繕場所を知ることができます。交流することができます。地元の人には危険箇所も地域の寄り合いなどでも情報交換ができて、危険を回避できる可能性は高いのです。

しかし、地元の方々ほど情報量の少ない他の区の住民にとっては、たまに訪れる地区の危険を回避できる可能性が、地元の人よりも低いと言えませんか。過去の急傾斜地の崩壊場所に関しては、地元の方々が一番知っている。ですから、その場所を通過するときは、必ず意識して通過するというお話を伺ってきました。

こう考えますと、道路や河川、急傾斜地などの改良工事、新設工事で利益を受けるのは、修繕すべき道路や河川、急傾斜地のある地域の方々だけでなく、町民全体なのではないでしょうか。

町長が交流人口を増やそうと外に向けてよく話をされます。非常にいいことだと思います。しかし、外に向けてはそうは言われても、内に向けては、町内に向けては、修繕改良の箇所があり、危険だから余り交流をしないようにと言っていることになるのではないのでしょうか。

その証明が宝達志水町土木事業の負担金の徴収に関する条例という法律になっております。この条例の第1条に、当該事業により利益を受ける関係地区から徴収する負担金に関し、必要な事項を定めるとあります。結局が修繕した場所の区が一部負担金が徴収されることとなります。この条例について、区長さん方からこんなお話を伺ってきました。特徴的な、聞き取りしたお話を2、3紹介いたします。

中程度の大きさの区の区長さんからは、放置していたら後で取り返しのつかないことになることがわかっているのに、負担金の問題で区の要望事項として上げられない。比較的大きな区の区長さんは、1年間で3つしか要望ができない。あれもこれも直したいところが多いからあるが、根本的な改良をお願いしたら、目をつむる場所が余りに多い。せっかく若い人たちを育てて区の仕事を引き継ごうとしているが、これでは若い人たちに引き継いでいく意欲が損なわれてしまう、などの意見が出されました。

この条例によって、修繕や改良の行政の責任を各区に押しつけるのではなく、本来行政がつくるべき全長的な道路や河川、危険箇所の必要度に応じた、順番づけされた改良計画、修繕計画を、実態としてサボタージュすることにつながっている条例にはなっているのではないのでしょうか。また、若い人に区の仕事を引き継ぐ意欲を失わせるような条例ですから、町壊し条例といってもいいかもしれません。

それでは、集落要望事項について5点お聞きします。

まず、道路の改良、新設、舗装、河川の改良、急傾斜地崩壊対策などの集落要望の実現を町長はどう位置づけておられるのかお聞きいたします。

次に、町内50数集落が持っているそれらの工事の要望事項は、全体でどれだけあるか、御存じかどうか、それにはどんな順番がついているかお聞きいたします。

次に、先ほど紹介した町土木事業の負担金の徴収に関する条例について、区長さん方はどのように思っておられるのか。区長会で出された意見を紹介してください。

この質問の最後に、町長にお聞きしますが、集落要望事項実現のために、集落へ課す1割負担を、私は検討する、見直していくことが大事だと思いますが、如何お考えでしょうか。

次に、志雄病院移転新築についてお聞きいたします。

3年後の平成28年度の上旬の開院に向けて、今年3月基本設計が終わりました。今後の志雄病院運営の町民参加のあり方を考え、一般質問を行います。

まず、新しい志雄病院の診療科の検討は、当然町民の医療要求とのかかわりが一番です。誰かの鶴の一声で決められていいわけではありません。十分な医療要求の調査と、それに基づく検討等が必要だと思います。診療科はどのように決められたのでしょうか。お聞きします。患者要望、地域要望を調査し、検討するという視点はあったのかどうかを具体的にお聞きしたい。

次に、脳卒中や頭部への外傷、神経疾患や廃用などの患者さんが地域や家庭に復帰する上で、私は必要な診療科として、産科や小児科とともに、回復期リハビリテーション病棟が求められていると考えています。

発症、あるいは術後、数週間から数カ月が回復期と言われます。この期間に集中的にリハビリを行うことによって、最大限の回復が期待できると言われています。急性期を大きな病院で過ごした後、次に回復期リハビリ病棟で治療と合わせたリハビリを実施し、生活の質を高めながら、MSW、医療ソーシャルワーカーや家庭、そして施設と協力して社会復帰を目指していく、こういう病棟が求められているのに、能登地域では、あるのが七尾のある個人病院1つだけであり、あとは金沢以南に幾つかあるだけであります。

さて、回復期リハビリ病棟の必要性を今拾うことができる数字から検討してみたいと思います。

まず、脳卒中や神経疾患、頭部の外傷、切断、廃用などで、機能障害や能力の低下があったと思われる町民の方々は年間どれだけおられるのかお聞きします。

次に、県内で回復期リハビリが行われている病院はどれだけあるのかをお聞きします。

宝達志水町には、小児科や産科とともに、回復期リハビリ病棟は必要な病棟だと思いますが、如何ですか。志雄病院新築移転の際の検討すべき課題だと思いますが、如何でしょうか。

最後に、4点目は、議会の政治倫理規定について、ぜひ知っていることを総務課のほうから、一般的な数字を挙げてほしい、一般的に挙げてほしい、総務庁がいろいろと資料を持っていますから、それを説明してほしいという訴えだったのですが、要望だったのですが、なかなか今回の議会との関係で答弁がしにくい、そういう話がありまして、議長のほうから、議長が中に入っていて、今回は、今回に関してだけは、小島さん、これは

質問、答弁しにくいと言っているから、抑えてほしいという要請がありました。議長の要請に応じてそうしますが、今回だけであります。

以上です。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

約1万4,000人の町民全て原子力災害から守ることができるかと、言えるのかと。できないと判断するならば、原発の再稼働をやめさせるアクションを起こすのが責任ある町長の姿勢だと思うが如何かという御質問でございます。

全ての町民を原発事故等の災害から守りたいという思いは、小島議員以上に私は思っております。そういうことで、国の原子力安全体制が原子力保安院から原子力規制庁にかわり、従前以上にチェック機能が強化されたことによりまして、事故が起こらないことを期待しているところでございます。

また、原発は国のエネルギー政策として進められてきたものでありまして、町単独での再稼働停止に向けた働きは考えておりません。

次に、地区要望実現についての御質問にお答えします。

集落からの要望事項は、町総合計画基本方針における生活環境の整備、あるいは都市基盤の整備の一環として捉えておりまして、その実現が魅力あるまちづくりにつながっていくものと認識しております。1割負担徴収の目的につきましては、先ほど土上議員の御質問にお答えしたとおり、まだまだ財政は厳しい状況にありまして、町と受益者の共助の観点から、その事業によって利益を受ける関係地区に応分の負担をしていただくものであります。

集落要望事項実現のための1割負担徴収は、やめるべきではないかとの御意見でございますが、引き続き財政健全化に向けた取り組みと、公平な受益者負担を求める必要があることから、今のところ見直しする状況ではないと判断しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、志雄病院移転新築についての御質問にお答えいたします。

新病院に産科、小児科がともに求められる病棟の1つだと思うが、如何との御質問であります。病棟としての産科や小児科は、昼夜を問わず患者への対応が必要で、1年365日、専門の医師が病院内に待機していなければならない、この体制を維持する場合には、最

低でも2人の医師が必要となります。将来見込まれる出生数、採算性、医師の確保などを総合的に判断し、産科の設置は難しいと考えております。

不足する診療科については、志雄病院単独で解決するのではなくて、大学病院や近隣の病院と連携をとりながら、町民の皆様にサービスを提供してまいりたいと考えております。

なお、小児科につきましては、検診や外来診療に対応するために、大学病院へ医師の派遣を要望しているところであります。その他の質問に対しましては、各所管の課長から説明させますので御了承をお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 総務課長 米谷勇喜君。

〔総務課長 米谷勇喜君 登壇〕

○総務課長（米谷勇喜君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

集落要望についてですが、町内52集落から町へ提出されました要望事項の件数は、平成25年度要望としては149件ありました。その事業費の総額は約2億2,600万円であり、うち集落負担の額は約2,200万円であります。事業実施の順番につきましては、各集落から要望事項の優先順位を記載して要望書を提出していただいております。その中から緊急性や事業効果が多く見込まれるもののほか、交付金事業制度等に適合したものなどを実施しているところであります。

地元負担の縛りによって、事業ができなくなっているということはないかということの御指摘でございますが、過去には負担金が多いことから事業計画を見送った例もあるようですが、区長会の中では、地元負担金について議論になったことはございません。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 環境安全課長 越野好則君。

〔環境安全課長 越野好則君 登壇〕

○環境安全課長（越野好則君） 小島議員の御質問にお答えします。

町原子力防災について。

まず、平時からの住民への情報提供の具体化についてであります。UPZ30キロ圏内になる当町にも、環境放射線を計測するモニタリングポストが2カ所設置されております。庁舎ロビーには、環境放射線監視システムが設置されており、県内全域の放射線情報や風向きを誰でもが確認できるものとなっております。また、インターネットで県のホームページから環境放射線モニタリングの情報を見ることも可能となっております。

次に、原子力防災訓練は、複合災害や過酷事故に対応できる内容にという提起の具体化

についてであります。

原子力施設につきましては、よほどの人的ミス、または想定外の複合災害でない限り、大事故にならないよう設計されておりますが、東日本大震災では想定外の津波と複合したことにより大惨事となり、いまだに復興できない状態です。このことを踏まえ、原子力災害訓練のみにとどまらず、悪条件を含んだ複合災害での訓練が必要となります。

昨年県が実施した原子力防災訓練では、七尾市、羽咋市の一部では、船による避難も実施しており、今後の対応を検討していきたいと考えております。

次に、S P E E D Iの活用の具体化についてであります。

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムS P E E D Iは、原子力発電所などから大量の放射性物質が放出されたり、そのおそれがあるという緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量など環境への影響を、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステムであります。

万一、原子力発電所などで事故が発生した場合、収集したデータ及び通報された放出源情報をもとに、風速、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などの予想計算を行います。これらの結果はネットワークを介して原子力規制委員会、関係道府県及びオフサイトセンターに迅速に提供され、防災対策を講じるための重要な情報として活用されます。

次に、広報について。

事故発生から全住民が事故を知る方法とそれにかかる時間についてであります。現状では職員が手分けをし、広報車により周知する方法しかなく、1時間程度かかると考えております。避難、退避する方法の指示、伝達手段についても同様に、広報車で町内を回り、1時間程度かかると考えております。

避難先はUPZ30キロ圏内からの脱出を最優先とし、金沢市内の公共施設等に地区ごとに宝達志水町の避難先が決められております。避難手段としましては、自家用車、バス等となっております。

次に、災害対策について。

シビアアクシデントを想定した緊急時対策となっているかとの質問についてであります。

地域防災計画の原子力災害対策の中では、緊急事態区分を3段階に区分してあり、最も高いレベルの全面緊急事態の防護の概要では、PAZ5キロ圏内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計算される空間放射線量率などに基

づく防護措置を実施することとなっております。

次に、原子力災害時の要援護者の搬送について。

避難に際して、放射能汚染をできる限り防ぐ服装がセットされているかとの御質問については、現在のところ、当町では準備はしてございません。

次に、特別養護老人ホーム、グループホーム、病院、保育所などの利用者の避難は実効性のあるものとなっているのかについてであります。

御質問の社会福祉施設等については、搬送に伴うリスク等を勘案すると、早急に避難することが適当はなく、移送先の受け入れ準備が整うまで、一時的に施設等の屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置と考えており、町としては、県、施設管理者と協力して受け入れ先の確保に務めたいと考えております。

次に、機具、装備、設備など、放射線防護服や防塵マスクの数量の確保の現状についてであります。

放射線防護服や防塵マスクは、オフサイトセンターに本町職員用として約80着程度準備されております。また町には、ポケット線量計112人分と放射線の測定に3種類のサーベイメーター2台ずつ、計6台のサーベイメーターが配備されております。

次に、ヨウ素剤の個別備蓄についての御質問についてであります。

ヨウ素剤は、従来どおり志雄病院に保管されており、UPZ30キロ圏内につきましては、事前配布がまだ認められておりません。そのため家庭等に配布することは現状では考えておりません。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（守田幸則君） 健康福祉課長 松栄 忍君。

〔健康福祉課長 松栄 忍君 登壇〕

○健康福祉課長（松栄 忍君） 小島議員から御質問にありました、脳卒中や神経疾患、頭部外傷、切断、廃用などで機能障害、能力の低下があった町民の方の数はという御質問でございますけれども、そういう方の全数というものは町では把握できておりません。ただし、このような病気やけがが原因で体に機能障害が生じ、身体障害者手帳の申請をされました方ということになりますならば、ここ数年間の状況を見ますと、平成22年度は15人、平成23年度は24人、そして昨年度は10人いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 志雄病院事務局長 高島信夫君。

〔志雄病院事務局長 高島信夫君 登壇〕

○志雄病院事務局長（高島信夫君） 小島議員の御質問のお答えいたします。

志雄病院新築移転に際して、診療科をどこでどのように検討されたのかとの御質問でございますが、院長を初め病院職員による検討委員会、議会の病院運営特別委員会、そして大学病院、郡市医師会、地域の代表であります区長会、老人クラブ連合会など各種団体の代表者で構成する志雄病院整備検討委員会を開催いたしております。

その中で、産科の設置、小児科の再開などの診療科を初め、新病院建設後の健全経営、病院の規模などにつきまして要望や意見が出されたところでございます。

その結果、診療科に対しましては、先ほどの町長の答弁のとおり、全ての要望を取り入れることにつきましては、採算性や医師の確保など困難な状況を踏まえ、現在の診療科、内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科、歯科、休診中の小児科の8科を引き継ぐこととなりました。

次に、リハビリテーション専門のスタッフがそろった回復期リハビリテーション病棟の有する病院が県内にどれだけあるかとの御質問であります。回復期リハビリテーション病棟は、脳血管疾患、または大腿骨頸部骨折などの患者に対しまして、日常生活の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行うための病棟であり、石川県内には14病院、649床、うち自治体病院は2病院、68床ございます。

なお、施設基準では理学療法士、作業療法士を3名以上を病棟に配置すること、それから新規入院患者の重症割合などハードルが高いことから、基準を満たすことが非常に厳しい状況であり、新たに病棟を設けるのではなく、現在のリハビリテーション科の充実により対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は原子力防災計画については、言いたかったのは、どこかが責任を持たなだめやということなんです。

国は、先ほど環境安全課長、発言がありましたけれども、答弁ありましたけれども、まだ、なぜ福島第一原発事故が起こったかというのは、はっきりしていないんですよ。津波と言われましたけれども、津波の前に炉心を冷やす細管が破断したというふうと言われておるんですよ。地震で要するになったというふうと言われておるんですよ。

国会の事故調査委員会が入ろうとしたら、暗くてそこは入れない、大変なことになるから入らんといてくれと東京電力が言うたんです。でも、実際それはそうじゃなくて、実際入れたんですけれども、それを見せなかったというのがあって、今となったらもう放射能がいっぱいで見れんようになってしまうたんです。

そんなこともあっても、本当につくるはずなのに、何にも責任を持つところがないんです、避難の。国は信用できない、県はどうか。先ほど言いましたように、いいかげんな防災計画をつくって、それでやらせるようなところでした。今はわかりませんよ。

北電さんはどうか。私の昔の同級生とか優秀なのは、みんな北電さんに行っとるんです、文系のやつらは。本当にまじめで、そういう人らが行っとるんですけれども、でも北電さんを見てみたら、臨界事故を起こしたときの副所長が、今、常務になられたり、変な人事をやられたりしていますし、再循環ポンプというて、炉心を冷やすためのそういうポンプがあるんですけれども、そのポンプが壊れていても何時間も動かしていると。ポンプが壊れるということは大変なことなんです、炉心を冷やす上で。そういう、どこも信用できんような中で、どこかが責任を持って、1万4,000人の町民を避難させるぞというふうになって初めて、町長、1つの自治体じゃできんどうのこうのと先に言われたけれども、そうじゃなくて、構えてほかのところを、これをしてくれこれをしてくれと言うていく。これがないと、恐らく責任ある1万4,000人というのを避難させることができんと思うんですよ。その立場を持っていただけるのかどうかということ町長にお聞きしたいと思っています。それが再質問です。

それと、病院の問題ですけれども、回復期リハビリというのは、本当に症状、入院したり、事故が起こったり、退院したりして、すぐにそこへ行くと。2週間なり半年間という集中的なリハビリをやって機能を回復していく人がたくさんおるんです。地域に住めるといふ人がたくさんいるんですよ。

平成12年からできた制度ですから、採算的にも今、もうかっとるんです。できるところは、もうかっとるんです。ここに町の医療従事者、看護師から、リハビリにかかわる理学療法士、作業療法士、言語療法士がどんどんここに就職してもらって、町の人らを治していく。採算も今とれている。これができるんじゃないかなと思います。

でも、要はやっぱり医師です。医師をやっぱり確保するという事は一番大事だと思います。それは事務長がおっしゃったとおりで、私もそう思います。ただ、看護師確保のための今、制度はうちが作りましたよね、月々幾ら助成するとか。でも、医師確保のため

というのではないですよ。やっぱり医師確保も含めた医療従事者の、看護師だけじゃなくて、PT・OT・ST、理学療法関係の人らも、ちゃんと医師も含めて確保できるようなものを、医師が足りない足りないと言うんでしたら、それも含めてやる必要があると思いますが、如何ですか。

もう1つは、実は宝達志水町というところは、ここ出身のドクター、ほかの市町村、県で、医師として働いておられる方がたくさんおいでのところなんです。びっくりするぐらいたくさんおいでのところなんです。そういう方らがこっちに戻ってこれるような、コネをつけておく。今から挨拶したり、1つの大学だけに頼るのではなくて、その人らがこっちに帰ってこられるような、親のためにこっちに帰ってくれるような、こっちにそういう職場がありますからね、志雄病院という職場が。ここにちゃんと就職できるように、今からその方々と交流を深めていく。こういう医師確保の2つの方法というのをやっていかれる必要があると思うんですが、これは如何でしょう。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

原発絡みにつきましては、昨年の暮れに政権が変わりました。先ほど小島議員のお話の中にもありましたように、福島原発については、まだ原因不明なところも多々ございます。しかしながら、現時点で対応できることについては、やはり国は責任を持って、まずチェック機能の改革をしております。

そういうことから、一町としての対応ということになりますと、なかなか厳しいものがございまして、今本当に我々は1万4,000人の住民を避難させられるのかと、現実問題としては不可能だと思います。金沢市に避難場所を確保されておりましたが、現在のところ2,000人ほどしか収容できないということになっております。

ですから、そこへ運ぶにしましても、輸送機関等につきましては、やはりいろいろ問題がございまして、私どもとしましては、そういう体制を早くつくっていただくことも必要ですけれども、そういうような事故が起こらないように、国のほうでしっかりチェックしていただきたいということを期待しておるところでございます。

それから、医師の確保につきましては、常日ごろ、私と院長、事務長で病院、あるいは医科大学理事長、院長等にもお願いに回っております。なかなかやはり厳しい問題もございまして。しかしながら、一応現時点では、今の病院としての医師の確保は充足することが

できております。当直にしましても、土曜の当直はよその病院から来ていただいておりますという状況にもございます。

そういうことで、一応協力病院と申しますか、大学の系統の病院からの協力は得て、最小限度の医師の確保、医療職員の確保については何とか維持されておるという状況でございます。

それから、看護師につきましては、奨学資金を出しておりますけれども、医師についても奨学資金を出すことができるんじゃないかというようなことも考えられます。しかしながら、医者の場合ですと、医師の専門分野は、決まるまでは大学卒業後2年間の実地研修を終えてから決まるということがございますので、大学就学中には、志雄病院が必要とする科の医師になるかどうかわからないということがございますので、現在のところ医師の就学資金を支給することによっての医師の確保というものは、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告を行います。

会議規則第77条の規定により、5月27日付をもって議長宛てに議会改革特別委員会委員長から委員会調査報告書の提出がありました。

ここで議会改革特別委員会に付託されました調査事件について、議会改革特別委員長から調査の経過並びに結果の報告をお願いいたします。

議会改革特別委員長 金田之治君。

〔議会改革特別委員長 金田之治君 登壇〕

○議会改革特別委員長（金田之治君） 委員長報告。

当委員会では、宝達志水町議会をより活発化し、町民の負託に応えることを目的とし、今後の議会のあり方全般について積極的な改善に努めるため、調査を行いました。

調査の経過としましては、平成23年9月16日に、議会改革特別委員会を設置、10回にわたる会議の開催及び先進地の視察研修を行い、委員会調査報告書を取りまとめ、守田町議会議長に平成25年5月27日に提出いたしました。

当委員会では、検討項目を大きく6つに絞り、調査を行いました。

調査の結果といたしまして、

- 1、議員の定数は現行どおり14とする。
- 2、議員報酬は特別職報酬審議会の開催を求め、適正な金額の引き上げを求めていくこと。
- 3、期末手当は現行どおりの基準割合とすること。
- 4、費用弁償は議会の会議出席の日額を1,000円から2,000円に改めること。これは、先の平成25年第1回定例会において、条例の一部改正が可決されております。
- 5、政務調査費、現在、政務活動費に名称が改められておりますが、これについては制度化しないということにいたしました。
- 6、議員政治倫理要綱及び議員政治倫理要綱運用規程は、新たに設け、制度化するという結論にいたりました。

今後とも町議会を取り巻く状況に対応すべく、改革、改善を求められることも予想され、それらに対して、町議会が一体となって積極的に取り組み、検討していくことが重要であると考えます。よろしく願いをいたします。

○議長（守田幸則君） 委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 今、言われたことをちょっとまとめて話をしますね。

定数は14になる。報酬は引き上げる。費用弁償は倍にする。政務調査費はやらないけれども、議員政治倫理要綱は別に定める。

この前いただいたやつでは、この議会では公共事業にかかわる議員の方は、町の工事は請け負うことができない。そして、孫請けまでできないというふうに倫理要綱ではなっています。ところが、それを変えて、御自分たちがやられていた全部の工事の3割までだったら認めましょうというのがある。

議員のあり方とか政治倫理とか、そういうのはやっぱり住民がどう判断するかですよ、大事なのは。今言われたように、歳費を上げる、定数そのまま、そして費用弁償は倍にす

る。それで公共事業は議員もどんどん入っていける、議員の副企業も入っていける。これで住民の同意が得られると思いますか、思っておられますかということ質問したい。質疑したい。

○議長（守田幸則君） 議会改革特別委員長 金田之治君。

〔議会改革特別委員長 金田之治君 登壇〕

○議会改革特別委員長（金田之治君） 12番 小島議員にお答えいたします。

前回、6月4日の全員協議会で皆様方のお手元に政治倫理要綱並びに運用規程を配付をいたしました。そういった中で、いろいろと御質問、あるいはあれがあるかと思えますけれども、私としては、委員会としては、それが集大成の全てということでもありますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） いや、そうやったら、そうとっていただいたらええですよ、質疑ですから、討論をしとるわけじゃないもんですから。

先ほど言いましたように、もう一回言いますね。報酬を議員は引き上げます。財政が厳しいと、町長は先ほど言っておられましたが、引き上げます。費用弁償、議会に出てきたらお金がもらえます、2,000円もらえます、今は1,000円です。議員が町の工事をまたこれからやれます。

本来こういうことは、これをやっておられる人らが、本来、滋賀県の竜王町にしろ、研修に行った先の方々は全部住民を入れて案をつくっています。議員も含めて、住民も含めて制定しているというのが特徴でした、調べたら。でも、どうして住民を入れなかったのか、議員だけで。それも議員だけでじゃなくて、一部の議員だけでやったのか。そして、ここへ持ってきて賛成多数でやろうというのか。それは住民の理解を得られるんですか、どうですかという質問をさっきしたんですけども、その答弁がなかったものですから、もう一回お願いします。

○議長（守田幸則君） 議会改革特別委員長 金田之治君。

〔議会改革特別委員長 金田之治君 登壇〕

○議会改革特別委員長（金田之治君） 12番 小島議員の質疑でございますけれども、先ほど答弁したとおり、私も皆さんのお手元の資料を見て、それで各自考えていただきたい

ということに尽きます。よろしくお願いたします。

○議長（守田幸則君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。議案第35号から議案第42号までの議案8件、報告第1号から報告第10号までの報告10件及び請願2件については、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第35号から議案第42号までの議案8件、報告第1号から報告第10号までの報告10件及び請願2件は、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎休会の議決

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月14日から6月20日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月14日から6月20日までの7日間を休会とすることに決定をいたしました。

◎散 会

○議長（守田幸則君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は6月21日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後1時55分散会

平成25年6月21日（金曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	8 番	林 一 郎
2 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
3 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
4 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
5 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
6 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
7 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 ・
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長	松 原 富美男
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
環 境 安 全 課 長	越 野 好 則
健 康 福 祉 課 長	松 栄 忍

保健予防課長	中村 努
産業振興課長	近岡 和良
ふるさと振興室長	村井 仁志
地域整備課長	谷川 弘一
学校教育課長	田村 淳一
生涯学習課長	村井 伸行
会計課長	林谷 茂和
志雄病院事務局長	高島 信夫

◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討 論

日程第4 採 決

(追加日程)

日程第1 発議第4号 宝達志水町議会議員政治倫理要綱及び宝達志水町議会議員政治倫理要綱運用規程の制定について

日程第2 議案に対する質疑

日程第3 討 論

日程第4 採 決

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（守田幸則君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、6月13日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案等の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、病院運営特別委員長 北本俊一君。

〔病院運営特別委員長 北本俊一君 登壇〕

○病院運営特別委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月14日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案付託表のとおりであります。

委員会では、医療機器の購入に係る質疑などがあり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、案件を慎重に審査した結果、議案1件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、会議終了後には、新病院建設予定地の志雄中学校敷地や志雄病院駐車場の現状を視察し、散会いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、教育厚生常任委員長 柴田 捷君。

〔教育厚生常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月17日に教育厚生

常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、子ども・子育て支援事業や理科教育設備整備事業など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

その後、耐震補強整備工事が行われる押水総合体育館のほか、押水運動公園グラウンドゴルフ場、老人福祉センター宝寿荘、押水中学校を現地視察し、散会しました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承を頂いたことも、併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、総務産業建設常任委員長 津田 勤君。

〔総務産業建設常任委員長 津田 勤君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（津田 勤君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る6月19日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、住宅用太陽光発電システム設置事業や水道技術管理者などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告3件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、請願第1号及び請願第2号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、今後も国に対する要望、陳情に係る予算は、該当委員会の

趣旨に基づき、必要に応じて予算措置をされたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承を頂いたことも、併せて報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（守田幸則君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に町長より上程されました議案と請願2件に全て賛成し、一部の議案には賛成討論いたします。

今回上程されました一般会計補正予算案は、町民の暮らしと健康にとって積極的な予算計上がされています。子育て支援の一層の充実を求めている町の若い御夫婦にとって、子どもたちが高校を卒業するまで安心して医療機関を受診することができる医療費の無料化制度が広がりました。評価するものであります。県内の他の自治体と比べても遜色ないものとなりました。

若い御夫婦が次に町に望んでいるのは、第1は、町が子どもたちの医療費の無料化の名に値するよう、1,000円の自己負担をやめること、第2は、窓口で一旦負担した医療費の償還方法は輪島方式を採用することです。加えて、県や国に求めているのは子育ての市町

村支援の予算拡充を図ること、少なくとも中学校卒業まで県や国は医療費支援をすること、そして、市町村独自の子育て支援策に口を挟まないこと、特に、市町村が現物給付を行おうとするときは邪魔するのではなく、応援することをこの場をかりて求めるものであります。

また、障害等級3級の方や療育手帳Bの方々の医療費制度が充実したことであります。

これまでの医療費半額助成が全額助成に戻りました。評価するものであります。しかし、この充実も実は問題を抱えています。それは、一旦医療費を窓口で支払わなければならないということであり、障害等級3級の方というのは、思い浮かぶ病名はリウマチの方であります。今、リウマチという病気の研究が進み、以前ほど関節が曲がるほど苦しむというものは少なくなりました。それは薬などの開発によって成し遂げられてきました。

しかし、その治療を受けるには、1回の外来受診で保険が効いて数万円も支払わなければならないのであります。1カ月4回受診して20万円以上かかる方もおられます。そういうときに、現物支給の無料制度でなく、一部負担の立てかえ払いを行い、立てかえた医療費が戻ってくるのが1カ月先、2カ月先というのでは、無料制度の意味が薄れます。県内では現物支給を行っている自治体もあります。ぜひ調査研究し、現物支給に道を開くことができるよう求めるものであります。

次に、個人住宅の太陽光発電システムの設置への助成金制度が県内では一番遅くではあります。実施されることになりました。評価するものであります。ただ、問題は、助成金の額が町内の場所によって変わるということであり、この助成金支給の目的は、環境負荷の低減のための地球温暖化対策の一環として太陽光発電を促進するとあるように、環境問題への対策が目的です。住む場所によって補助金の額を変えることがないものとするを強く求め、賛成討論といたします。以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第35号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第36号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）から議案第39号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第36号から議案第39号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第39号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第40号 宝達志水町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び宝達志水町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第42号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第40号から議案第42号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第42号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員長の報告

のとおり承認されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第2号 専決処分の報告について、専決第2号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から報告第5号 専決処分の報告について、専決第5号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）までの報告4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第2号から報告第5号までの報告4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第2号から報告第5号までの報告4件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第6号 平成24年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、報告第7号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告については地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による報告でありますので、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第8号 専決処分の報告について、専決第6号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について及び報告第9号 専決処分の報告について、専決第7号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての報告2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第8号及び報告第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第8号及び報告第9号の報告2件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第10号 宝達志水町土地開発公社の経営状況については地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承

願います。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第1号 TPP交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査です。請願第1号は継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

請願第1号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第2号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査です。請願第2号は継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

請願第2号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。ただいま議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） それでは、発議第4号 宝達志水町議会議員政治倫理要綱及び宝達志水町議会議員政治倫理要綱運用規程の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番 金田之治君。

〔11番 金田之治君 登壇〕

○11番（金田之治君） ただいま上程されました発議第4号 宝達志水町議会議員政治倫理要綱及び宝達志水町議会議員政治倫理要綱運用規程の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立のため、宝達志水町議会議員の責務と規範を定めることにより、宝達志水町議会の権威と名誉を守り、町民の厳粛な信託に応え、もって清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とするものであります。

宝達志水町議会議員として町民の負託に応えるため、絶えず町民全体の福祉の向上のために行動しなければならない。また、高い政治倫理義務が課せられていることを自覚し、自らの行動を厳しく律するとともに、町民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を明確にしなければならないという議会としての姿勢を示し、町政発展に貢献するため、公平公正な議会としての決意として、平成18年6月19日議決の発議第2号官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議があったが、新たに宝達志水町議会議員政治倫理要綱及び宝達志水町議会議員政治倫理要綱運用規程を制定し、これに基づき運用するため、議案として提出するものであります。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑ありますか。

12番 小島昌治君。

○12番（小島昌治君） 1つだけ聞かせてください。

これは、議会の議員の政治倫理を高める目的で恐らく提案されてきたと思います。その前提に立ってお聞かせ願いたいんですけども、先ほどおっしゃられた以前の政治倫理には、議員は町の発注工事の請負をすることができない、これが前の政治倫理規程でした。ところが今回は、1年間の契約工事の30%まででしたらやることができるようにとなると書いてあります。こういうふうに変えました。なぜそのことが議員の政治倫理を高めることにつながるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（守田幸則君） 11番 金田之治君。

○11番（金田之治君） 12番 小島議員に答弁いたします。

いろいろと前回の議員発議2号の件と今回の要綱との関連であろうかと思えます。そんな中で、平成18年の発議につきましても、大きな違いは、要綱はあるものの罰則規定も何もそういったことが全くないというようなことで、本来そういったことも当然つくべきでないかという意見が相前から出ておりました。そういった中で、お手元の資料の宝達志水町議会議員政治倫理要綱の第4条には、そういった議員の辞職勧告をはじめ4つの罰則規定といますか、そういったものも掲げてあります。

そういった中で整理をしながら、今後、要綱にも書いてあるとおり、議員自ら襟を正して町民に疑惑を持たれない、そういった内容で行こうということに委員会としてはなりましたので、このような表現になりましたことを御答弁申し上げます。

○議長（守田幸則君） 12番 小島議員。

○12番（小島昌治君） 質疑に答えていただいているんですよ。罰則規定のことを私聞いたのではないんです。以前は、議員でしたら町民からの誤解を受けないように、町の発注する公共事業は請負わない。これが平成18年の議員倫理規程でした。でも今回はそうじゃなくて、会社でやる仕事の3割は請負ってもいいですよというふうになっているんです。これがどうして議員の政治倫理を高めることにつながるのかと。高めることにつながるというしっかりとした説明がいただければ、賛否もまた変わってくると思うんです。そこを答えていただいている。お願いします。

○議長（守田幸則君） 11番 金田之治君。

○11番（金田之治君） 12番 小島議員にお答えいたします。

前回の発議2号であります。2号と現の提案いたしました要綱、運用規程、それがどうして議員の倫理を高めるのかという質問だろうと思います。

それにつきましては、これは幾ら法に縛っても、なかなか見えにくい形であろうかと思えます。そのときにこそ議員自らが襟を正し、そして町民の負託に応えるという観点で判断をしていただきたいと。それを文書化しろといってもなかなか私の委員長のもとでは明快な言葉がありませんでしたので、県の運用規程を中心にして、そういったことを文書化しました。

くどうでありますけれども、議員自らの判断であります。文書がどうのこうののではなくて、今後想像されるべきであろう議員自らが襟を正して、そして行動していただいて、住民の負託に応えていっていただきたいというのが、文書ではなく、お互いに課せられた大きな課題であるというふうに捉えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（守田幸則君） 12番 小島議員。

○12番（小島昌治君） 答えていただいているんですよ。解釈しますと、今、金田委員長が言われたことを私なりに解釈しますよ。そうしたら、これでいいかどうかというのを答弁してください。

要するに、今までの平成18年の倫理規程で、法律じゃないんですよ、倫理規程なんですよ、議員である限りはこれぐらい法律よりももっと上の倫理規程で縛っている。それをやっても見えにくいと言っておられますが、要するに、それを破って町の工事を請負ったりしていた人がいたと。それは縛りようがないと。だから規程を甘くしたと。今まで絶対やったらだめから3割やってもいいよというふうにしたと。そういうふう聞こえたんです。それでいいかどうか。私はそれだったら、それは議員の問題であって、全然法律が変わるという問題ではないと思うんですよ。私の理解で正しいのかどうか、イエスカノーかお答えください。

○議長（守田幸則君） 11番 金田之治君。

○11番（金田之治君） 12番 小島議員にお答えいたします。

前回の要綱、つまり発議2号であります。そういった中で決められてきたものを破った、破らないというような意見はなかったと思います。ただ、住民の中から、やはりこの停滞した町のありようについてのいろんな角度の意見が出ました。でありますから、10回に及ぶ議論を重ねてここに到達したということでありまして。それ以上の答えは私は持っておりません。あとは各議員さんの胸の中で判断していただきたいと思えます。

○議長（守田幸則君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（守田幸則君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 宝達志水町議会議員政治倫理要綱案についての反対討論を行います。本来、議員の政治倫理が決められる議案は、議会の全ての政党と全ての会派が議論し、同時に、町民意見を聴取して提案されるべきものだとは考えています。ところが、私以外の、政党では自民党所属の議員の方の中の一部の方で取り決めて、この議会に出され、上程ということになりました。民主主義にとって必要な経過を欠いて出された要綱案だと私は考えています。

これをつくるに当たって視察された滋賀県の竜王町では、日本共産党の議員が政治倫理づくりの委員長になっていたと思います。多くの政党、会派でつくった要綱だったからこそ、全国の市町村から視察対象地になっていました。こういう基本的な要素が欠落していることから、欠点や多くの問題を抱えた要綱案となっていると考えています。

例えば、この要綱案は、町議会が二元代表制であるがゆえの役割、つまり行政の監視という任務をどう充実させるのかの検討が省かれています。また、例えば行政視察にしても、旅行代理店がつくったスケジュールでの視察でなく、町政が抱える問題解決のための会議を視察参加者で繰り返しながら目的意識を持ったスケジュールづくりをどうやっていくのかの計画もありません。多くの町民が議会や委員会の傍聴に来ていただくにはどうすればいいのかの視点もありません。また、この要綱案と議会会議規則との連携もうたわわれていません。

極めつけは、政治倫理要綱の運用は、議会を構成する全ての政党や会派が行う特別委員会で行うのが民主主義だと思いますが、一政党の人しか入っていない議会運営委員会に委ねていることでもあります。地方自治法で規定されている議会運営委員会の規定から逸脱しているのではないのでしょうか。

最後に、この要綱は議会初日に委員長が提案したように、町長が各議員の町民要望を掲げた一般質問への答弁を財政問題を理由に拒否しながら、一方では委員長は議会が議員報酬を引き上げること、議会に出てきただけで2,000円のお金がもらえる費用弁償規定の改悪、現在議員が請負うことができない町発注の公共事業を請負うことができるようになること、議員の定数を議員だけで決めてしまうことなど、町民参加が必要な事項を決定してしまおうという乱暴なものであります。今回上程された政治倫理要綱案に反対するものであります。以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） 発議第4号 宝達志水町議会議員政治倫理要綱及び宝達志水町議会議員政治倫理要綱運用規程の制定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（守田幸則君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉議・閉会

○議長（守田幸則君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 3 時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 守 田 幸 則

署名議員 柴 田 捷

署名議員 土 上 猛